

○座間市住宅リフォーム補助金交付要綱

(平成25年3月29日告示第41号)

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が個人住宅の小規模改修工事を市内施工業者により実施した場合において、その経費の一部を補助することにより、市民の消費を促し、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図るため、予算の範囲内において、座間市住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自らが所有する家屋で、自らが現に居住の用に供し、かつ、市内に存するものをいう。ただし、マンション等の共同住宅の場合は、専有部分のみとし、併用住宅は、住宅部分のみをいう。
- (2) 施工業者 市内に本社又は本店所在地を有する法人又は個人事業者をいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能の維持及び向上のために行う補修及び設備改善等別表に掲げる工事（市が実施する他の助成制度及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条に規定する住宅防音工事の助成制度（以下「他の助成制度等」という。）を受けた工事を除く。）で、工事金額（併用住宅については、住宅と住宅以外の部分の工事内訳を分け、共用部分は比率で工事金額を案分した場合における住宅部分の工事金額とする。）が10万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のものをいう。

(補助対象事業及び補助交付対象者)

第3条 補助の対象となる事業は、施工業者が住宅（補助金の交付を受けようとする年度及び前年度において、補助金の交付を受けたものを除く。）のリフォームを行う事業とする。

2 前項の場合において、施工業者が行うリフォームのうち、第5条第2項に規定する募集期間内に補助対象となる事業は、1の施工業者ごとに5件を超えてはならない。

3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による市の住民基本台帳に記録されている者で、住宅に居住しているもの
- (2) 市税の滞納のない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅1棟（共同住宅にあつては1戸）につき5万円とする。

第4条の2 規則第5条第1項ただし書きの規定により、補助金交付要望書の提出を省略するものとする。

(補助対象者の候補者の決定)

第5条 市長は、補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）を募集し、抽選により補助対象の候補者を決定するものとする。

2 前項の規定による募集の期間は、別に定める。

3 市長は、前項の規定による募集期間終了後、速やかに補助対象の候補者を決定し、その旨を当該候補者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による募集期間終了後、補助額が予算に達しなかった場合は、再度募集期間を定めることができる。

（交付申請）

第6条 申請者は、リフォーム着手前に座間市住宅リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住宅のリフォームに係る見積書の写し

(2) 施工前の住宅の写真及びリフォーム部分の写真

(3) 他の助成制度等を受けようとする場合は、その制度等の申請書又は決定通知書の写し

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び条件を座間市住宅リフォーム補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更又は中止）

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、座間市住宅リフォーム補助金交付変更（中止）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、座間市住宅リフォーム補助金交付変更（中止）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 交付決定者は、該当するリフォームの完了後速やかに座間市住宅リフォーム完了実績報告書（第5号様式）（以下「報告書」という。）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写しその他これに類するもの

(2) 住宅リフォームを行った部分の施工中及び施工後の写真

（交付請求及び補助金の交付）

第10条 交付決定者は、前条の報告書の審査終了後速やかに座間市住宅リフォーム補助金交付請求書（第6号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 補助金の交付決定又は交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたときは、市長は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(実施細目)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度における補助については、第4条の規定中「1回限りの補助とし、5万円」を「リフォームに要する工事金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし、25万円を限度」と読み替えるものとする。
- 3 令和2年度における補助については、前項の規定による読替え後の第4条の規定による補助金の額が上限に達しなかった交付決定者による第5条第4項に規定する期間における申請を妨げない。
- 4 令和2年度における補助については、別表に次の1項を加える。

21	門扉、塀（フェンス等）又はブロック塀の改修（ただし、市が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象とする。）
----	--

- 5 この告示は、令和5年3月31日限りその効力を失う。

附 則（平成27年3月25日告示第34号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月9日告示第20号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第36号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日告示第25号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第34号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日告示第107号）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市住宅リフォーム補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の規定を適用する場合において、改正前の座間市住宅リフォーム補助金交付要綱の規定に基づいて交付された補助金は、改正後の要綱の規定による補助金の内払とする。

附 則（令和3年3月31日告示第31号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

NO	工事
1	浴室、キッチン、洗面室及びトイレのリフォーム
2	給排水衛生設備工事（ただし、リフォーム対象工事による撤去、移設、取替又は新設に関するものは対象とする。）
3	換気設備工事
4	電気設備工事
5	ガス設備工事
6	オール電化住宅工事
7	屋根の葺き替え、塗装及び防水工事
8	外壁の張替や塗装工事（ただし、軒天井、破風板及び鼻隠しについては対象とする。）
9	部屋の間仕切りの変更工事
10	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事
11	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工（ただし、床はフローリング、カーペット等、床暖房工事や内装工事と併せて行うカーテン・ブラインドの設置は対象とする。）
12	ふすま紙、障子紙の張替や畳の取替（表替え及び裏返しも含む。）
13	雨どい等取替や修理
14	建具、開口部の取替や新設工事（ただし、手動及び電動シャッターは対象とする。）
15	造り付け収納家具（造作大工工事が伴うもの）
16	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事
17	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消等）（ただし、市が実施する他の

	助成制度を利用していない部分を対象とする。)
18	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）（ただし、市が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象とする。)
19	スマートハウス関連設備工事（ただし、市が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象とする。)
20	防音工事（天井、壁、サッシの改修等）（ただし、国が実施する住宅防音工事の助成制度を利用していない部分を対象とする。)
21	門扉、塀（フェンス等）又はブロック塀の改修（ただし、市が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象とする。)

第1号様式（第6条関係）

座間市住宅リフォーム補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式（第7条関係）

座間市住宅リフォーム補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第3号様式（第8条関係）

座間市住宅リフォーム補助金交付変更（中止）申請書

[別紙参照]

第4号様式（第8条関係）

座間市住宅リフォーム補助金交付変更（中止）決定通知書

[別紙参照]

第5号様式（第9条関係）

座間市住宅リフォーム完了実績報告書

[別紙参照]

第6号様式（第10条関係）

座間市住宅リフォーム補助金交付請求書

[別紙参照]